

第 4 章 教 職 員

第 1 節 教 職 員 定 数

平成 28 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	平成 28 年度 計	平成 27 年度 計	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,521	12,019	7,711	3,310	43,561	43,426	135	
	再 任 用	549	184	371	37	1,141	1,033	108	
	非 常 勤	349	219	289	63	920	920	0	
	計	21,419	12,422	8,371	3,410	45,622	45,379	243	
養 護 教 諭	専 任	1,003	454	269	70	1,796	1,800	▲ 4	
	再 任 用	11	9	2	1	23	23	0	
	非 常 勤			1		1	1	0	
	計	1,014	463	272	71	1,820	1,824	▲ 4	
栄 養 教 諭	専 任	200	53		23	276	220	56	
	再 任 用	1				1	2	▲ 1	
	非 常 勤					0	0	0	
	計	201	53	0	23	277	222	55	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任				87	87	87	0	
	再 任 用					0	0	0	
	計	0	0	0	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,023	503	571	126	2,223	2,217	6	
	再 任 用	19	9		1	29	32	▲ 3	
	嘱 託 員			47	11	58	58	0	
	計	1,042	512	618	138	2,310	2,307	3	
実 助 習 手	専 任			522	59	581	604	▲ 23	
	再 任 用			33	3	36	11	25	
	計	0	0	555	62	617	615	2	
用 務 員	専 任			167	28	195	196	▲ 1	
	嘱 託 員			165	23	188	185	3	
	計	0	0	332	51	383	381	2	
栄 職 員	専 任	87	35	6	9	137	194	▲ 57	
	再 任 用	3				3	3	0	
	計	90	35	6	9	140	197	▲ 57	
看 護 師	専 任				7	7	7	0	
	嘱 託 員					0	0	0	
	計	0	0	0	7	7	7	0	
技 術 職 員	ホ ー イ ラ ー マ ン (専 任)					0	1	▲ 1	
	ホ ー イ ラ ー マ ン (再 任 用)					0	0	0	
	調 理 員 (専 任)			46	41	87	88	▲ 1	
	調 理 員 (嘱 託 員)			9	10	19	15	4	
	介 護 員 (専 任)				124	124	123	1	
	介 護 員 (再 任 用)				6	6	6	0	
	介 護 員 (嘱 託 員)				59	59	58	1	
	船 員			13		13	13	0	
計	0	0	68	240	308	304	4		
計	専 任	22,834	13,064	9,305	3,884	49,087	48,976	111	
	再 任 用	583	202	406	48	1,239	1,110	129	
	非 常 勤 ・ 嘱 託 員	349	219	511	166	1,245	1,237	8	
	計	23,766	13,485	10,222	4,098	51,571	51,323	248	

第 2 節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人 事

平成 29 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1) 人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2) 異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等に含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	40	24	405	469
新 任	43	79	431	553
転 任	27	38	797	862
計	110	141	1,633	1,884

中学校（主幹教諭は教頭等に含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	51	11	238	300
新 任	64	83	311	458
転 任	19	15	1,079	1,113
計	134	109	1,628	1,871

小学校（主幹教諭は教頭等に含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	117	70	657	844
新 任	139	171	730	1,040
転 任	54	57	1,799	1,910
計	310	298	3,186	3,794

2 教員採用選考試験

平成 29 年度（平成 28 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

- ア 第 1 次試験 平成 28 年 7 月 23 日（土）
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 28 年 8 月 23 日（火）
 2 日目 平成 28 年 8 月 24 日（水）

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門Ⅰ、論文試験、教科専門Ⅱ、小論文）、実技試験、クレペリン検査、口述試験

(3) 選考結果

県立学校 (単位：人)

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	232	207	57	61	土 木	9	7	1	1
地 歴	306	264	29	29	化 工	9	8	3	3
公 民	102	87	3	3	陶 芸	—	—	—	—
数 学	310	279	36	38	セラミック	—	—	—	—
理 科	269	245	36	37	デザイン	4	4	1	1
音 楽	33	27	1	1	農 業	30	25	4	4
美 術	—	—	—	—	水 産	10	7	3	1
保健体育	423	393	24	26	情 報	34	28	3	3
家 庭	57	54	5	5	福 祉	14	13	1	1
英 語	260	232	54	46	看 護	2	2	1	1
商 業	92	81	13	14	高 校 計	2,268	2,029	300	300
機 械	24	22	11	11	特別支援学校	589	546	120	120
電 気	34	33	13	13	合 計	2,857	2,575	420	420
建 築	14	11	1	1					

中 学 校 (単位：人)

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	191	179	39	39
社 会	309	273	28	28
数 学	277	258	38	38
理 科	177	165	41	41
音 楽	161	148	14	14
美 術	97	79	17	17
保健体育	486	457	45	45
技 術	39	37	13	13
家 庭	53	49	10	10
英 語	352	320	55	55
計	2,142	1,965	300	300

小 学 校 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,567	2,419	700	700

養 護 教 諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
491	466	40	40

栄 養 教 諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
108	99	10	10

(注 1) 推薦による特別選考試験分を含む。

(注 2) 採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

$$\text{採用者数} = (\text{合格者数}) - (\text{合格辞退者数}) + (\text{補欠、繰上者数})$$

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲 戒 処 分 の 状 況 (単位：人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	5	5	1	3	14
県立学校	3	9	0	1	13
計	8	14	1	4	27

第 3 節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士3人に顧問を委嘱している。平成28年度における争訟件数は、次のとおりである。

争 訟 の 係 属 状 況

区 分	平成28年度(件数)			
	28.4.1 現在	増	減	29.3.31 現在
措置要求	37	82	85	34
不服申立	5	1	2	4
訴訟	1	0	0	1
計	43	83	87	39

第 4 節 教 職 員 の 免 許

免許状授与件数

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

区 分	専 修 免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高等学校	289	3,544		4	18	3,855
中学校	201	2,754	133	1		3,089
小学校	78	1,652	296			2,026
幼稚園	7	1,577	1,889	…		3,473
養護教諭	4	230	124	…		358
栄養教諭	2	98	21	…	…	121
特別支援学校	1	196	201	…		398
自立 教科 等	特別支援学校 (視覚障害者)	…				0
	特別支援学校 (聴覚障害者)	…				0
	自立活動	…	2	…	…	2
計	582	10,053	2,664	5	18	13,322

(注1)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 28 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	2	123
教 職 に 関 する 科 目	11	564
養 護 に 関 する 科 目	1	41
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	10	632
計	24	1,360

2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 28 年度の履修結果は、次のとおりである。

実 施 大 学 玉川大学通信教育部（教育学部教育学科）

期 間 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

免許取得者 90 人

第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

1 給与改定について

項 目	改 定 内 容			
1 給料表	人事委員会が勧告した給料表に改定した。			
2 諸手当	(1) 地域手当 県内の公署に勤務する職員の支給割合を H28.4.1 から 9.5%に改定し、H29.4.1 から 10.0%に改定した。 (2) 勤勉手当（H28.12.1～） 国に準じて、勤勉手当の支給割合を改定した。 (3) 単身赴任手当（H29.4.1～） 人事委員会の勧告を踏まえて見直しを行い、支給額を改定し、H31.3.31 まで経過措置を講じた。			
	扶養親族の区分			
	平成 29 年度 平成 30 年度 平成 31 年度			
	配偶者	11,800 円	9,200 円	6,500 円
	22 歳までの子	8,000 円	9,000 円	10,000 円
	うち 15～22 歳までの子	5,200 円	5,200 円	5,000 円
	父母等	6,500 円	6,500 円	6,500 円
配偶者がいない場合の 1 人目の額の特例	子	10,000 円	10,000 円	廃止
	父母等	9,000 円	10,000 円	廃止

2 退職手当

国に準じて改定し、給料表水準の引下げの影響について H30.3.31 まで経過措置を講じた。

なお、平成 28 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額（28.4.1～29.3.31）

区 分	退 職 手 当	
	支給人員(人)	支給総額(円)
小 学 校	2,107	23,176,921,341
中 学 校	1,100	7,425,113,622
高 等 学 校	1,022	9,374,305,631
特別支援学校	491	2,444,700,839
計	4,720	42,421,041,433

第 7 節 退職後の年金、公務災害補償及び労働安全衛生

1 年金

平成 28 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和 37 年 12 月 1 日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員(人)	年 金 額(円)
普 通 恩 給	30	36,792,924
扶 助 料	83	96,591,987
普 通 年 金	13	7,337,979
遺 族 年 金	6	3,557,798
計	132	144,280,688

2 公務災害補償

(1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）による損害に対しては、「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 (単位：円) (28.4.1～29.3.31)

区 分	療養補償	傷病補償	障害補償	介護補償	遺族補償	葬祭補償	福祉事業	計	
公務災害	義務制学校	66,996,756 (315)	0	20,565,054 (6)	4,383,550 (1)	65,960,070 (13)	2,064,240 (2)	64,178,454 (29)	224,148,124 (366)
	非義務制学校等	25,910,794 (105)	0	0	0	22,267,392 (10)	0	4,473,487 (12)	52,651,673 (127)
	計	92,907,550 (420)	0	20,565,054 (6)	4,383,550 (1)	88,227,462 (23)	2,064,240 (2)	68,651,941 (41)	276,799,797 (493)
通勤災害	義務制学校	4,658,323 (20)	0	11,701,280 (5)	683,640 (1)	6,061,016 (3)	0	3,932,455 (10)	27,036,714 (39)
	非義務制学校等	1,274,536 (3)	0	3,919,983 (3)	0	0	0	784,033 (3)	5,978,552 (9)
	計	5,932,859 (23)	0	15,621,263 (8)	683,640 (1)	6,061,016 (3)	0	4,716,488 (13)	33,015,266 (48)
合計	98,840,409 (443)	0	36,186,317 (14)	5,067,190 (2)	94,288,478 (26)	2,064,240 (2)	73,368,429 (54)	309,815,063 (541)	

(注 1) () は補償人員

(注 2) 義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 35 号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 28 年度は該当者なし。

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により、「国（厚生労働省）」が補償を行うこととされている。

3 労働安全衛生

「愛知県教育委員会安全衛生管理規程」に基づいた、愛知県教育委員会の労働安全衛生に関する事務、及び県立学校の教職員の心の健康保持増進のための事業を行っている。

総括安全衛生委員会の開催（年3回）

衛生管理者等研修会の開催（年1回）

メンタルヘルス研修会の開催（管理職：年3回、一般教職員：年3回）

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成29年3月末現在の本県における組合員は51,107人である。

なお、当支部における平成28年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

（千分率）

区 分		短期給付		福祉事業		介護納付金	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
一般組合員	標準報酬月額	43.10	43.51	1.41	1.41	5.42	5.42
	基準期末手当等	(17.49)	(17.49)				
船員組合員	標準報酬月額	40.97	45.64	1.41	1.41	5.42	5.42
	基準期末手当等	(16.63)	(18.35)				

(注1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を標準報酬月額及び基準期末手当等に0.41を含む。

(注2) 掛金の基礎となる標準報酬月額の最高限度額は、1,390,000円である。

(注3) () 内に記載されている割合は、健康保険法に規定する特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率である。前期高齢者給付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金等の支出に充てられる部分の率で、掛金率及び負担金率に含まれる。

平成 28 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	436,377	4,310,810,234
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,408	17,744,156
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	87	4,957,951
家 族 療 養 の 給 付	347,371	3,446,499,051
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	2,800	16,670,986
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	482	43,094,560
高 額 療 養 の 給 付	2,736	403,161,510
療 養 費	27,644	105,966,402
家 族 療 養 費	12,286	63,815,459
高 額 療 養 費	2,693	187,560,425
薬 剤 支 給	320,896	1,841,150,201
移 送 費	0	0
出 産 費	1,527	598,183,493
家 族 出 産 費	524	200,857,983
埋 葬 料	42	2,054,000
家 族 埋 葬 料	24	1,200,000
計	1,158,897	11,243,726,411

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	720	175,410,231
出 産 手 当 金	8	1,996,400
休 業 手 当 金	0	0
育 児 休 業 手 当 金	14,681	2,824,054,214
介 護 休 業 手 当 金	69	8,790,365
計	15,478	3,010,251,210

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
弔 慰 金	0	0
家 族 弔 慰 金	2	742,000
災 害 見 舞 金	3	1,230,000
計	5	1,972,000

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	1,655	62,055,471
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	2	19,500
	出 産 費	1,418	70,900,000
	家 族 出 産 費	460	23,000,000
	埋 葬 料	39	975,000
	家 族 埋 葬 料	24	600,000
	直 営 保 健 給 付 家 族 療 養 費	1	79,700
	傷 病 手 当 金	27	6,233,104
小 計	3,626	163,862,775	
一 部 負 担 金 払 戻 金	4,817	157,090,592	
計	8,443	320,953,367	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	厚生年金		退職等年金給付		経過的長期負担金	追加費用負担金
	掛 金	負担金	掛 金	負担金		
平成 28 年 4 月～ 標準報酬月額 期末手当等	86.39	124.09	7.5	7.5	0.1870	義務教育職員 60.0 その他の教職員 35.6
平成 28 年 9 月～ 標準報酬月額 期末手当等	88.16	125.86				

(注 1)厚生年金負担金率に基礎年金拠出金の公的負担 37.7 を含む。

(注 2)掛金の基礎となる標準報酬月額の最高限度額は、620,000 円である。

平成 28 年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
老 齢 厚 生 (退 職 共 済) 年 金	27	49,289,024
老 齢 厚 生 (退 職 共 済) 年 金 (特 別)	250	428,646,797
障 害 厚 生 (障 害 共 済) 年 金	48	58,447,749
遺 族 厚 生 (遺 族 共 済) 年 金	22	30,270,125
計	347	566,653,695
退 職 届 書	1,947	

(備考)共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成 28 年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、器官別検診、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、メンタルヘルス啓発事業、へき地医薬品券配付、ルブラ王山・蒲郡荘等利用補助、厚生施設利用補助、介護講座、職員交流応援事業、特定健診等事業など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成 28 年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成 29 年 3 月末における貸付残高は、件数で 4,210 件、金額で 114 億 7,743 万円となっている。

貸付件数と金額

貸付種目	件数 (件)	金額 (円)
一般貸付	184	247,600,000
住宅貸付	14	81,342,674
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	49	114,600,000
災害貸付	0	0
医療貸付	2	2,300,000
結婚貸付	14	23,300,000
葬祭貸付	2	2,600,000
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
計	265	471,742,674

ウ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 28 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿泊等利用人員 (単位：人)

区分	ルブラ王山	蒲郡荘	計
宿泊	19,027	8,415	27,442
宿泊外	249,240	42,886	292,126
計	268,267	51,301	319,568

2 愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置された法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生事業を実施している。

(1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 29 年 3 月末現在の会員数は 47,975 人であった。

会長、副会長 (2 人)、理事 (会長及び副会長を含め 9 人) 及び監事 (2 人) からなる役員と評議員 (14 人) で構成され、会議として理事会及び評議員会を設けている。

(2) 事業概要

事業の財源は、会員の掛金 (給料の月額×6.5/1000) 等であり、以下のとおり事業を行った。

< 公益目的事業 >

教育文化事業

< 福利厚生事業 >

死亡弔慰金、遺児育英金、選択型福利厚生事業、厚生諸費振替事業、傷病手当金、介護手当金、入学祝金、義務教育終了祝金、身体障害者補装具購入費補助金、長期在会者祝福事

業、会員医療費補助金及び家族医療費補助金

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会等が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和47年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成29年3月末現在の加入者数は34,253人、貯金残高は137,749,752,320円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和56年2月から実施し、昭和59年6月に財形年金、昭和63年4月に財形住宅を加えた。

平成29年3月末現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 2,470件

財形年金 2,082件

財形住宅 410件

第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 28 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 28 年度 採 用 者	41 人	28.4.27 28.5.12 28.5.18	3 日	学校事務職員として必要な導入研修 (給与、福利、地方教育行政制度など)
	イ 後 期	41 人	28.9.15 28.9.21 28.10.5	3 日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得 (給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成 17・18 年度 採 用 者	44 人	28.10.17 28.10.25 28.11.8	3 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上 (基礎的な法律、教養科目、グループワークなど)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 28 年度 昇 任 者	12 人	28.6.6 28.6.14 28.6.21	3 日	主査としての自覚・役割や基本的管理能力の養成 (学校運営論、健康管理、グループワークなど)
	イ 現 任	平成 23 年度 昇 任 者	21 人	28.6.23 28.7.7	2 日
(4)事 務 長 研 修 ア 新 任	平成 28 年度 昇 任 者	25 人	28.5.23 28.6.3	2 日	事務長としての自覚・役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成 (学校経営論、グループワークなど)
(5)特 別 研 修 コンピュータ研修	希 望 者	31 人	28.7.6 28.7.14	2 日	エクセル応用・VBA コース
	〃	16 人	28.10.19 28.10.24	2 日	アクセス基礎コース
(6)職 場 研 修	平成 28 年度 採 用 者	43 人	28.4.1～ 概ね 2～3 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修 (給与、旅費、庶務、経理、施設の維持管理、物品管理など)